

雪おろし安全対策支援事業

命綱固定アンカー、転落防止柵の 設置工事を支援します

除雪業者に雪おろしを依頼する場合、労働安全衛生法により、転落を防止する対策が必要とされ、**命綱を取り付けるための設備の設置が必要**になっています。

屋根等での高所作業において、**この設備が設置されていないと除雪業者は原則作業ができません。**

補助対象となる工事

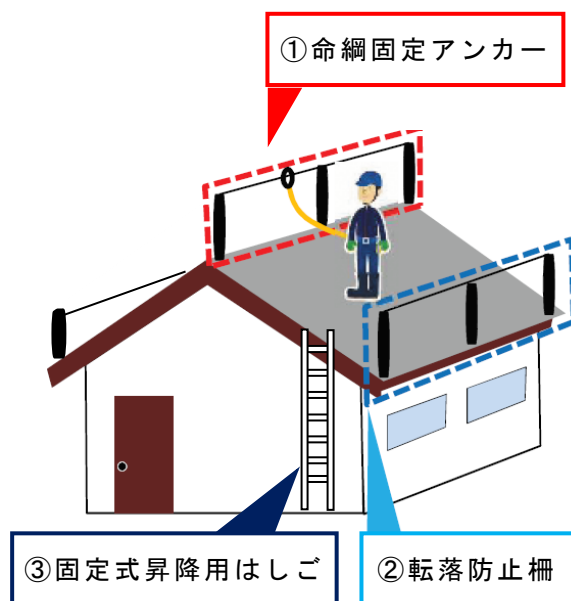
業者に委託する次の工事が対象となります
(自分で施工の場合は対象外です)

- ① 命綱固定アンカー設置
- ② 転落防止柵設置
- ③ 固定式昇降用はしご設置

※③は、①か②のいずれかと併せて行う
場合に限り対象となります。

申請対象者

- ・市内に住民登録を行っている方、または行う予定の方で、その住所地にある自らが居住する既存の住宅、倉庫等を施工する者
- ・世帯主及び世帯員に市税等の滞納がない者



補助率

対象工事費の2分の1以内
(千円未満切捨て)

補助上限額

10万円

申請受付期限

令和7年11月28日(金)

※予算額に達し次第、締め切ります

補助金交付までの手続きの流れ

補助金交付申請書
などの提出

交付決定
通知送付

工事

補助金実績報告書
などの提出

補助金
振込

【注意】工事着手前に申請する必要があります。

補助の条件

- ・市内に本社もしくは営業所を有する法人または市内に住所を有する個人事業主が施工すること
- ・市内に住民登録を行う予定とした場合、実績報告を行う日までに住民登録をすること
- ・令和7年12月末までに工事を完了し、完了後1か月以内に実績報告書を提出すること

補助対象外

- ・補助対象者が自分で安全対策設備を設置するための材料の購入費用
 - ・命綱、安全帯、ハーネス、ヘルメット等の用具の購入費用
 - ・これから新たに建築する住宅、倉庫等への設備設置費用
 - ・住宅に付帯しない倉庫、車庫等への設備設置費用
 - ・克雪住宅（人力による雪おろしの必要がない住宅）への設備設置費用
- 例
- ・耐雪型住宅（構造を強くして積雪に耐えられるようにしたもの）
 - ・落雪型住宅（屋根雪を人力によらず落下させる屋根構造を有するもの）
 - ・融雪型住宅（熱エネルギーの利用により屋根雪を融かす施設を有するもの）

【安全対策設備（転落防止設備）施工事例】

①-1 固定アンカー(単管型)



①-2 固定アンカー(ワイヤー型)



②転落防止柵



(画像出典 新潟県屋根雪下ろし命綱固定アンカーガイドブック)

※命綱固定アンカー等について、詳しくは新潟県ホームページ掲載の「屋根雪下ろし命綱固定アンカーガイドブック」をご参照ください。

担当窓口 糸魚川市役所 建設課 施設維持係

TEL 025-552-1511 FAX 025-552-8477

E-Mail shisetsu@city.itoigawa.lg.jp

